

4 提出書類

①・②のいずれかを提出してください。	① 保育所・認定こども園（保育所利用）・小規模保育の場合 (1) 令和 8 年度保育施設等利用申込 チェックリスト (2) 保育施設等の利用申込書 5～7 ページ 家庭状況書 8～11 ページ 児童状況書兼健康状況申告書 12～17 ページ (3) 保育の利用を必要とする証明書（保育の必要性の認定をします。） 必要書類は「保育を必要とする事由」によって異なります。 次の※ 1 を参照してください。
	② 市立認定こども園（幼稚園利用）の場合 (1) 令和 8 年度市立認定こども園（幼稚園利用）利用申込チェックリスト (2) 東金市立認定こども園（幼稚園利用）入園申込書 (3) 児童状況書兼健康状況申告書 5、6 ページ
①・②のいずれかと一緒に提出してください。	(4) 教育・保育給付認定申請書 1～4 ページ ※番号確認資料（マイナンバーカード等） ※本人確認資料（運転免許証等）
該当する場合のみ提出してください。	(5) 該当する場合のみ必要となる書類 次の※ 2 を参照してください。

※1『保育を必要とする事由、保育必要量、認定期間及び必要書類』

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
就労 （休憩時間を除き月 60 時間以上の労働） ① 会社等に雇用されている者 ※育児休業中の場合は入園月の翌月 1 日までに復職することが条件です ② 自営業中心者（当該事業の確定申告の申告者） ③ 自営業補助者	<u>短時間</u> 月 60 時間以上 月 120 時間未満 <u>標準時間</u> 保護者のいずれも 月 120 時間以上	証明書にて届出を受けた就労が続いている期間（最長、小学校就学前まで）	●就労証明書 ①～③のいずれの場合も必要 ①会社等に雇用されている者 ②自営業中心者 ③自営業補助者 ●添付書類 ※②③の自営業（農業含む）の場合は次の資料を添付 ○開業 1 年以上 …確定申告書等の写し ○開業 1 年未満 …開業届または営業許可証の写し
下の子の妊娠又は出産	標準時間		●診断書又は母子健康手帳の写し （出産予定日の分かるもの） ●産前休暇前に就労しており、産後休暇又は育児休業後に復職の希望がある場合は、就労証明書

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
保護者の 疾病又は障がい	短時間（必要に応じて 標準時間も認定）	療養を必要とする 期間	● 診断書及び 障害者手帳等の写し
同居親族の 介護又は看護	短時間（必要に応じて 標準時間も認定）	介護・看護を 継続している間	● 診断書 ● 介護・看護・付添状況申告書及び 障害者手帳等の写し、もしくは 介護保険被保険者証の写し
災害の復旧	標準時間	必要な期間	● リ災証明書等
求職活動又は 起業準備	短時間	90日を経過する 日の月末まで	● 求職活動申告書
就学（学校、職業訓 練施設等への通学 又は通所）	短時間又は標準時間 （授業時間に応じて 認定）	卒業（修了）日を 迎える月の月末 まで	● 在学証明書、学生証、時間割など スケジュールが分かるもの
虐待又は DV	標準時間	必要な期間	● 状況に応じ、資料の提示をお願い する場合があります。

注 1 その他、状況に応じ市が必要と認める資料の提示をお願いする場合があります。

2 書類は、保護者（父母）及び同居者（18歳以上65歳未満）全員分が必要です。

※ 2 『該当する場合のみ必要となる書類』

状 況	必要書類
単身赴任世帯	● 単身赴任がわかる書類 <例>住民票の写し・賃貸借契約書等
転入、単身赴任等により当該年の1月1日に東金市に住民登録のない方	● 前年度及び当該年度の所得と市町村民税の課税（非課税）が確認できる証明書 <例>所得課税証明書等 ● 国外からの転入で、国内での課税がない方は国外での収入がわかる書類 <例>源泉徴収票等
申込時に東金市に住民登録がなく、ひとり親世帯に該当する方	● 戸籍全部事項証明書等
保護者のいずれかが保育士資格を有し、東金市内の保育所、認定こども園、小規模保育、認可外保育施設（企業主導型を含む）において保育士又は保育教諭として就労（予定）の方	● 保育士証の写し
・ 東金市外の保育所等の利用を希望する方 ・ 東金市に転入予定の方 ・ 東金市外から東金市内の保育所等の利用を希望する方 ・ 東金市外に転出予定の方	● 「※ 3 『市をまたぐ利用申し込みについて』」をご確認ください。

※ 3 『市をまたぐ利用申し込みについて』

東金市にお住まいで、東金市外の保育所等の利用を希望する場合

提出先：東金市役所こども課

提出期限：利用希望施設の市区町村に、東金市を経由しての申し込みとなります。各市区町村が定める申込期間内に申込書類必着となることから、利用希望施設の市区町村の申込期限の1週間前までに東金市に申込書類をご提出ください。申込期限は市区町村により異なりますので、必ず事前に各市区町村へご確認ください。

様式：東金市の様式一式をご利用ください。東金市役所こども課へお越しいただくか、ホームページからダウンロードをお願いします。

注意事項：利用が可能となった場合は、4月から翌3月までの利用となります。次年度以降も引き続き市外施設を希望する場合、毎年申込が必要となります。また、継続利用希望でも申込先市区町村の利用調整結果により継続利用できない場合があります。多くの市区町村で市内在住の方を優先する傾向があります。利用調整の方法等については、申込先市区町村へお問い合わせください。

東金市に転入予定で、東金市内の保育所等の利用を希望する場合

提出先：お住まいの市区町村保育担当課（お住まいの市区町村から東金市へ申込書類を郵送）
※お住まいの市区町村保育担当課で受付を行っていない場合は、東金市役所こども課に直接ご提出ください。詳しくはお住まいの市区町村保育担当課にお問い合わせください。

提出期限：東金市の申込期限までにお住まいの市区町村から申込書類が届く必要があります。年度途中入所については、ご希望の月の2か月前の末日です。

様式：東金市の様式一式をご利用いただき、追加書類（転入に関する確認書、前年度及び当該年度の課税（非課税）証明書、転入先がわかる書類等）を併せてご提出ください。

注意事項：ご希望の月に入所決定した場合、入所日前月末日までに転入手続きを行う必要があります。転入手続きが完了しない場合、保育施設の内定が取消となることがあります。

東金市外にお住まいで、東金市内の保育所等の利用を希望する場合

申込条件：東金市に勤務先がある、通勤経路に東金市が含まれる方。東金市で里帰り出産をされる方。

提出先：お住まいの市区町村保育担当課

提出期限：東金市の申込期限までにお住まいの市区町村から書類が届く必要があります。年度途中入所については、ご希望の月の2か月前の末日です。

様式：お住まいの市区町村の様式一式をご利用ください。

注意事項：利用調整は、東金市民の方が優先となりますのでご案内できない場合があります。また、継続利用希望でも申込状況等により継続利用ができない場合があります。

東金市から転出予定で、東金市外の保育所等の利用を希望する場合

提出先：東金市役所こども課（申込先市区町村によっては、直接提出していただく場合があります）

提出期限：転出先の市区町村に、東金市を経由しての申し込みとなります。各市区町村が定める申込期間内に申込書類必着となることから、利用希望施設の市区町村の申込期限の1週間前までに東金市に申込書類をご提出ください。申込期限は市区町村により異なりますので、必ず事前に転出先市区町村へご確認ください。

様式：転出先市区町村にお問い合わせいただき、指定様式がある場合そちらをご利用ください。市区町村により必要書類が異なりますので、必ず事前に転出先市区町村にご確認ください。

5 利用調整

(1) 利用基準

番号	保護者の状況				指数
	類型		細目		
1	就労	会社等に雇用されている者又は自営業中心者	月 20 日以上	① 月 160 時間以上労働している。	50
				② 月 140 時間以上 160 時間未満労働している。	44
				③ 月 120 時間以上 140 時間未満労働している。	38
				④ 月 100 時間以上 120 時間未満労働している。	31
				⑤ 月 80 時間以上 100 時間未満労働している。	25
			月 16 日以上 20 日未満	⑥ 月 160 時間以上労働している。	40
				⑦ 月 140 時間以上 160 時間未満労働している。	35
				⑧ 月 120 時間以上 140 時間未満労働している。	30
				⑨ 月 100 時間以上 120 時間未満労働している。	25
				⑩ 月 80 時間以上 100 時間未満労働している。	20
		上記以外	⑪ 1 か月に 60 時間以上労働している。	19	
	自営業補助者	備考の 2			
2	妊娠又は出産		出産の予定日の 8 週間前の日から出産の日後 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にある。		50
3	疾病又は障害	疾病	入院	① おおむね 1 か月以上入院している。（予定を含む）	50
			居宅療養	② 1 か月以上の療養が必要で常時寝たきりの状態にある。	50
				③ ②以外で日常生活に著しく支障がある。	39
		障害	④ 身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級又は精神障害者保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級を所持している。		50
			⑤ ④以外の障害を有している。		39
	4	介護又は看護	① 身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級又は精神障害者保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級を所持している親族と同居し、常時介護又は看護をしている。		50
② ①以外の障害を有する親族と同居し、常時介護又は看護をしている。			39		
③ おおむね 1 か月以上入院している（予定である）親族の付添いをしている。			44		
④ 上記以外の介護、看護又は付添いをしている。			25		
5	災害		火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。		50
6	求職		求職活動を継続的に行っている。		8
7	学校、職業訓練施設等への通学又は通所		通学又は通所をしている。（番号 1 の就労に準じる状況にある。）		20～50
8	虐待又は DV		虐待又は DV のおそれがある場合その他の社会的養護が必要な場合である。		60
9	その他		番号 1 から 8 までに掲げる保護者の状況のほか、明らかに保育を必要としていると認められる。		10～50

(2) 調整基準

番号	保護者の状況		調整指数
加算指数	1	ひとり親世帯である。	18歳以上 65歳未満の同居家族あり
			18歳以上 65歳未満の同居家族なし
	2	別居中である（住所異動を伴う場合に限る。）。	18歳以上 65歳未満の同居家族あり
			18歳以上 65歳未満の同居家族なし
	3	当該教育・保育給付認定子どもが、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（小規模保育事業所など）又は認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）の卒園児である。	
	4	利用中の保育所等又は認可外保育施設（企業主導型を含む）の廃止又は休止に伴う申込みである。	
	5	市内の保育所等又は認可外保育施設（企業主導型を含む）において保育士又は保育教諭として就労している。（予定を含む）	
	6	生活保護世帯である。（（1）の利用基準で番号1の就労に該当する場合に限る）	
	7	産後休暇又は育児休業が終わり、職場に復帰する予定である。	
	8	既に当該教育・保育給付認定子どもの兄弟姉妹が在園する保育所等を希望している。	
	9	8以外の場合で、当該教育・保育給付認定子どもの兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に保育所等に申込みをしている。	
減算指数	10	同居し、又は近隣に居住する親族等（18歳以上 65歳未満の者に限る。）から育児の支援が受けられる。	
	11	当該教育・保育給付認定子どもの兄弟姉妹が市内保育所等の在園児又は卒園児であって、これらの者に係る保育料又は認定こども園使用料を保護者が正当な理由なく6か月以上滞納している。	
	12	育児休業が終わり、職場に復帰するため申込みをするが、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、育児休業の延長も許容できる。	

(備考)

- 教育・保育給付認定保護者を含む当該教育・保育給付認定子どもの全ての保護者について、この表の定めるところにより指数を算定し、算定した指数のうち最も値の低い指数を当該教育・保育給付認定保護者に係る指数とする。
- 「自営業補助者」の場合は、（1）の利用基準の番号1の①から⑪までの指数から、それぞれ3点を減点した指数とする。
- 指数の値が同じ教育・保育給付認定保護者については、それらの者のうち、より経済的困窮度の高い者を優先する。
- 備考の1から3までの規定にかかわらず、（1）の利用基準の保護者の状況の欄に掲げる事項の変化に伴い、認定こども園に在園する当該教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者が子ども・子育て支援法第23条第1項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を申請した場合において、保育必要量について保育標準時間認定（東金市子どものための教育・保育給付に関する規則（平成27年東金市規則第15号）第4条第1項第1号アに規定する保育標準時間認定をいう。）を受けたときは、当該教育・保育給付認定保護者を最も優先度の高い者とする。ただし、当該教育・保育給付認定子どもの在園する認定こども園において保育の利用を希望する場合に限る。

(審査の運用)

(1) 利用基準

① 番号1 就労

ア 「自営業中心者」とは、当該事業の確定申告又は住民税申告の申告者とする。

イ 父母が同じ自営業の場合は1人を「自営業補助者」とみなす。

ただし、業務独占資格を有する場合は、父母とも「自営業中心者」とみなす。

ウ 配偶者又は親族が代表を務める会社等に勤務している場合に、当該配偶者の配偶者控除又は当該親族の扶養控除の対象となっている者を「自営業補助者」とし、それ以外は「会社等に雇用されている者」とする。なお、「親族」とは、配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）をいう。また、配偶者控除又は扶養控除の対象を確認する年度は、直近の年度とする。

エ 細目中、「労働」とは、休憩時間を含まない実働時間とする。

② 番号2 妊娠又は出産 職場への復帰を予定している場合は、番号1の指数による。

③ 番号9 その他

ア 保護者の不存在（死別、離別、失踪又は拘束などの事由により証明がある場合） 50点

イ 下の子の育児休業取得中に現に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合（年齢制限及び利用中の保育所等の廃止又は休止により保育の利用が継続できない場合（小規模保育事業等の卒園児等）） 保護者の就労に基づき番号1の就労の指数に準じる。

(2) 調整基準

① 番号2 住所異動を伴う場合に限る。

② 番号4 保育所等又は認可外保育施設（企業主導型を含む）が廃止又は休止となる月の翌月の入所を希望する場合に限る。

③ 番号8 兄弟姉妹が利用中の保育所等又は認可外保育施設（企業主導型を含む。）の廃止又は休止に伴う申込みをする場合は、兄弟姉妹が入所を希望する保育所等を既に在園している園と同等の扱いとする。

④ 番号11 納付の誓約を履行している場合を除く。